

9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間 被害防止に向けた啓発活動のほか、特別相談を実施します

都及び都内区市町村に寄せられた60歳以上の方の相談件数は増加傾向で、令和7年度は約5万件となり、相談全体の3分の1を超えています。このような状況を踏まえて、高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、9月に関東甲信越ブロック※共同の啓発事業と、都内自治体で連携して高齢者特別相談を実施します。

※関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市1団体）

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市、国民生活センター

<キャンペーン概要>

<啓発事業>

ポスターの掲出・リーフレットの配布

（ポスター3,500部、リーフレット175,000部作成）

- ▶区市町村庁舎（窓口）、高齢者福祉施設、医療機関、警察署、公衆浴場、ボウリング場 等

ステッカー配布（9,450部作成）

- ▶地域包括支援センター、消費生活センター 等

交通広告の実施

- ▶都営地下鉄・都営バス 等（車両内に広告掲出）



<相談事業>

高齢者被害特別相談

9月28日（月）・29日（火）・30日（水）午前9時～午後5時

◆高齢者被害110番 03(3235)3366

◆高齢消費者見守りホットライン 03(3235)1334
（ご家族・ホームヘルパー等からの通報・問い合わせ用）

●来所の場合も予約は不要です。

東京都消費生活総合センター
（新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階）

（実施団体詳細は別紙参照）



詳しくはこちらをご覧ください。



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/kourei_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課 学習推進担当
03-3235-1157（直通）
《特別相談》相談課 高齢者被害担当
03-3235-9294（直通）

<高齢者被害の相談事例から>

ガス点検を理由に来訪した事業者と配管交換工事の契約をしてしまった！

3日前、事業者から「ガス点検をする」と電話がかかってきたため、来訪を承諾した。点検後、事業者から「ガス設備は問題ないが、配水管のカバーを取り換えた方がよい」「このままだと使えなくなる」と言われ、約20万円の見積書を見せられた。「このままだと使えなくなる」という言葉に動揺し、具体的にどのような工事をするのかもわからないまま、契約してしまった。

その後不安になり、知人に工事の契約について話したところ、消費生活センターに相談するよう勧められた。消費生活センターで書類を確認してもらったところ、配管交換工事契約とわかり、必要のない工事なので断りたい。

(相談者 80 歳代)

★ 消費者及び見守りの方へのアドバイス

- ガス給湯器や分電盤(電気)の点検を理由に来訪した事業者から、点検対象以外の設備等に問題があると不安をあおられ、慌てて契約をしてしまった、という相談が多数寄せられています。
- ガスや電気設備の法定点検を行う事業者が、点検時に対象物や他の設備等の交換工事等の勧誘・契約締結をすることはありません。点検時に勧誘を受けた際は、その場で判断せず、「他社から見積りをとりたい」等と言って、事業者に一旦帰ってもらいましょう。
- 契約をしてしまった場合でも、訪問販売による契約は8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
- 不安を感じたら、最寄りの消費生活センターへご相談ください。

「何でも買い取る」と突然訪問した不用品の買取業者に洋服や靴を査定してもらったら、貴金属を見せるよう迫られた！

昨日、事業者が突然訪問し、「古着でも何でも買い取ります」と言うので、不用となった洋服と靴を見せたところ「300 円にしかならない」と言い、「貴金属はないか」「宝石箱を見せてほしい」と迫られた。不審に思い断ったところ、事業者の態度が高圧的になり、しつこく貴金属を見せるように迫られ、帰ってもらうのに苦労した。

(相談者 70 歳代)

★ 消費者及び見守りの方へのアドバイス

- 突然来訪した買取事業者に対しては、「不要な勧誘はきっぱり断る」「売るつもりのない貴金属などは、見せない・触らせない」ことが大切です。
- 事業者が消費者宅等で物品を買い取る「訪問購入」は、特定商取引法で、必要事項を記載した書面の交付やクーリング・オフ(8日間)、禁止事項などのルールが定められています。
- 査定額に納得して売却する際は、書面に売却する物品の名称や数が正確に記載されているかをよく確認しましょう。
- 訪問購入では、クーリング・オフ期間中は買取事業者への物品の引き渡しを拒むことができます。売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。

令和8年度「高齢者被害特別相談」都内実施 区市町及び消費者団体

No.	団体名	実施機関	実施日	受付時間	相談電話番号	来所相談
1	千代田区	千代田区消費生活センター	28日(月)～30日(水)	9:00 ～ 16:30	03-5211-4314	○
2	中央区	中央区消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:00	03-3543-0084 03-3546-5727	○
3	港区	港区立消費者センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-3456-6827	○
4	新宿区	新宿区立新宿消費生活センター	〃	9:00 ～ 17:00 ※来所相談は16:30終了	03-5273-3830	○
5	文京区	文京区消費生活センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-5803-1106	○
6	台東区	台東区消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:00	03-5246-1133	○
7	墨田区	すみだ消費者センター	〃	9:00 ～ 16:30	03-5608-1773	○
8	江東区	江東区消費者センター	29日(火)・30日(水)	9:30 ～ 16:30	03-3647-9110	○
9	品川区	品川区消費者センター	28日(月)～30日(水)	9:00 ～ 16:00	03-6421-6137	○
10	目黒区	目黒区消費生活センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-3711-1140	○
11	大田区	大田区立消費者生活センター	〃	9:00 ～ 16:30	03-3736-0123	○
12	世田谷区	世田谷区消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:30	03-3410-6522	○
13	渋谷区	渋谷区立消費者センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-3406-7644	○(要予約※1)
14	中野区	中野区消費生活センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-3228-5438	○
15	杉並区	杉並区立消費者センター	〃	9:00 ～ 16:00	03-3398-3121	○
16	豊島区	豊島区消費生活センター	〃	9:30 ～ 16:30	03-3984-5515	○
17	北区	北区消費生活センター	〃	9:30 ～ 16:00	03-5390-1142	○
18	荒川区	荒川区消費生活センター	〃	8:30 ～ 16:30	03-5604-7055	○
19	板橋区	板橋区消費者センター	〃	9:00 ～ 16:30	03-3962-3511	○
20	練馬区	練馬区消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:30	03-5910-4860	○
21	足立区	足立区消費者センター	〃	9:00 ～ 16:45	03-3880-5380	○ (オンラインも可※2)
22	葛飾区	葛飾区消費生活センター	〃	9:00 ～ 17:00	03-5698-2311	○
23	江戸川区	江戸川区消費者センター	〃	9:00 ～ 16:00	03-5662-7637	○
24	八王子市	八王子市消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:30 ※新規相談は16時まで(相談時間30分目安)	042-631-5455	○(要予約※1)
25	立川市	立川市消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:00	042-528-6810	○(要予約※1)
26	武蔵野市	武蔵野市消費生活センター	〃	9:00 ～ 16:00	0422-21-2971	○(要予約※1)
27	三鷹市	三鷹市消費者活動センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	0422-47-9042	○(要予約※1)
28	青梅市	青梅市消費者相談室	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	0428-22-6000	○
29	府中市	府中市消費生活センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-360-3316	○
30	昭島市	昭島市消費生活センター	〃	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:30	042-544-9399	○
31	調布市	調布市消費生活センター	〃	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:30 ※来所相談は15:00まで	042-481-7034	○(要予約※1)
32	町田市	町田市消費生活センター	〃	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-722-0001	○
33	小金井市	小金井市消費生活相談室	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-384-4999	○
34	小平市	小平市消費生活センター	〃	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-346-9550	○
35	日野市	日野市消費生活センター	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-581-3556	○(要予約※1)

令和8年度「高齢者被害特別相談」都内実施 区市町及び消費者団体

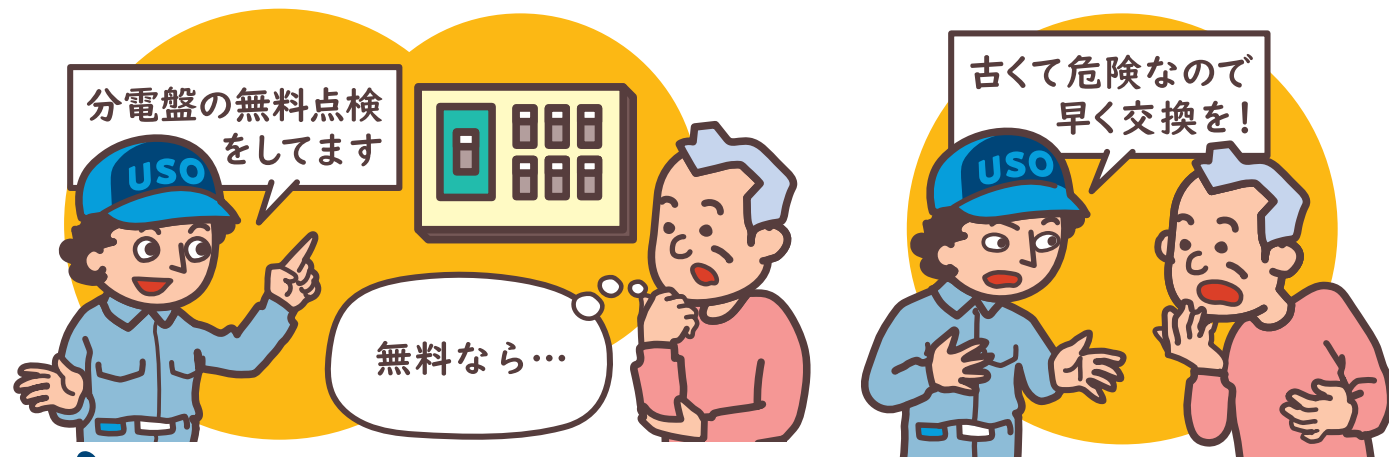
No.	団体名	実施機関	実施日	受付時間	相談電話番号	来所相談
36	東村山市	東村山市消費生活センター	28日(月)～30日(水)	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-395-8383	○
37	国分寺市	国分寺市消費生活相談室	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:30	042-312-8712	○
38	国立市	国立市消費生活センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-576-3201	○
39	西東京市	西東京市消費者センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-462-1100	○(要予約※1)
40	福生市	福生市消費者相談室	28日(月)・30日(水)	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-551-1699	○
41	狛江市	狛江市消費生活センター	28日(月)～30日(水)	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:00	03-3430-1111 (内)2229	○
42	東大和市	東大和市消費生活センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-563-2111 (内)1713	○(要予約※1)
43	清瀬市	清瀬市消費生活センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-495-6212	○
44	東久留米市	東久留米市消費者センター	〃	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-473-4505	○
45	武蔵村山市	武蔵村山市消費生活センター (相談場所:市役所1階(月・水)、緑が丘出張所(火))	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-565-1111 月・水 (内)108 火 (内)109	○
46	多摩市	多摩市消費生活センター	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-374-9595	○
47	稲城市	稲城市消費生活センター	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:30	042-378-3738	○
48	羽村市	羽村市消費生活センター	〃	9:30 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:30	042-555-1111 (内) 641	○
49	あきる野市	あきる野市消費生活相談窓口	28日(月)	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-558-1111	○
50	瑞穂町	瑞穂町消費生活相談窓口	29日(火)	9:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	042-557-7633	○
51		公益社団法人 全国消費生活相談員協会	5日(土)・6日(日) 12日(土)・13日(日) 19日(土)・20日(日) 26日(土)・27日(日)	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 16:00	03-5614-0189	— (電話相談のみ)
52		公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)	20日(日)・27日(日)	11:00 ～ 16:00	03-6450-6631	— (電話相談のみ)
53		一般財団法人日本消費者協会	9日(水)～11日(金)	10:00 ～ 12:00 、 13:00 ～ 15:00	03-5282-5319	— (メール相談あり※3)

※1 予約は、相談電話番号にて受付
 ※2 WEB会議サービスを利用したオンライン相談
 ※3 協会公式サイト内の受付相談フォーム内より送信

「おかしい?」と思ったら、すぐ相談!

点検商法

「早く交換した方がいい」など
不安をあおられ契約を迫られた!



- 点検と言われたら、相手の身元を確認する。
- 契約を迫られても、その場で判断しないで、消費生活センターや身近な人に相談する。

⚠ 給湯器・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

みんなで悪質商法を見逃すまい!

通信販売トラブル

「1回だけ」のつもりで購入したら、
「定期購入」だった!



- SNSや動画配信サービス等の「安さ」「お得」「お試し」を強調した広告に注意する。
- 購入・返品条件をよく確認してから注文する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



架空・不当請求

身に覚えのない
請求をされた!



- 見覚えのない電話番号には出ない。
- 住所、氏名、生年月日などの個人情報教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。
- 防犯機能付電話機の活用も有効。

⚠ 実在する事業者や公的機関をかたるショートメッセージ、電子メールを送りつける手口もあります。

東京都消費生活総合センター 架空請求専用電話

☎03-3235-2400



不用品買い取り トラブル

売るつもりのないものまで
持っていかれてしまった!



- 希望条件と異なる場合は、きっぱりと断る。
- 売るつもりのない品物は見せない。
- 不用品の処分は、自治体が提供する窓口や一般廃棄物処理業の許可業者に依頼する。

⚠ 不用品処分の契約でもトラブルが増加しているので注意しましょう。

身近な人が
見逃さん!
ポイント

- 見慣れない人が出入りしていませんか。
- 見慣れない契約書・請求書がありませんか。

- 宅配便など、荷物が頻繁に届いていませんか。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

